



愛媛県報

発行 愛媛県

平成22年11月5日金曜日 第2216号

◇ 目 次 ◇ 告 示

救急病院の協力申出.....	858
地域森林計画案の公表.....	858
地域森林計画の変更案の公表(4件).....	858
保安林の指定.....	858
保安林の指定施業要件を変更する件に係る掲示.....	859
土地収用法に基づく事業の認定.....	859
公有水面埋立工事のしゅん功認可(2件).....	860
公共測量の実施の通知.....	861
市営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧.....	861
道路の区域変更(一般国道494号).....	861
道路の供用開始(一般国道494号).....	862
開発行為に関する工事の完了(2件).....	862
介護員養成研修事業者の指定.....	862
道路の供用開始(県道鳥井喜木津線).....	862
道路の区域変更(県道大洲長浜線).....	863
道路の供用開始(").....	863
道路の区域変更(県道柳沢新谷停車場線).....	863
道路の区域変更(県道長浜保内線).....	863
道路の供用開始(").....	864

選挙管理委員会告示

愛媛県知事選挙に関する選挙人名簿の登録日等.....	864
愛媛県知事選挙における各候補者が公見放送を行うことができる 一般放送事業者及び回数決定.....	864

告 示

○愛媛県告示第1228号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定による救急病院である。

平成22年11月5日

愛媛県知事 加戸守行

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
西条市立周桑病院	西条市壬生川131番地	西 条 市	平成25年10月31日まで

○愛媛県告示第1229号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項の規定に基づき、今治松山地域森林計画を立てたいので、同法第6条第1項の規定により、当該地域森林計画の案を東予地方局産業経済部今治支局森林林業課及び中予地方局産業経済部森林林業課において告示の日から30日間公衆の縦覧に供する。

平成22年11月5日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1230号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第4項の規定に基づき、南予地域森林計画を変更したいので、同法第6条第1項の規定により、当該地域森林計画の変更の案を南予地方局産業経済部森林林業課において告示の日から30日間公衆の縦覧に供する。

平成22年11月5日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1231号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第4項の規定に基づき、肱川地域森林計画を変更したいので、同法第6条第1項の規定により、当該地域森林計画の変更の案を南予地方局産業経済部八幡浜支局森林林業課において告示の日から30日間公衆の縦覧に供する。

平成22年11月5日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1232号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第4項の規定に基づき、中予山岳地域森林計画を変更したいので、同法第6条第1項の規定により、当該地域森林計画の変更の案を中予地方局産業経済部久万高原森林林業課において告示の日から30日間公衆の縦覧に供する。

平成22年11月5日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1233号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第4項の規定に基づき、東予地域森林計画を変更したいので、同法第6条第1項の規定により、当該地域森林計画の変更の案を東予地方局産業経済部森林林業課において告示の日から30日間公衆の縦覧に供する。

平成22年11月5日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1234号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成22年11月5日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 保安林の所在場所
今治市菊岡町種1280から1283まで、1287、1289から1293まで、1294の2、1295から1312まで、1313の1、1313の2、1314から1330まで、1332、1333、1335から1339まで、1345
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
 菊間町種1289・1329（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1235号

保安林の指定施業要件を変更する件（平成22年9月農林水産省告示第1663号）に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を久万高原町役場及び松山市役所の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成22年11月5日

愛媛県知事 加戸守行

- 1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備 考
上浮穴郡久万高原町河の子336	松山市大手町一丁目13 - 4 高岡 洋文	森林所有者
上浮穴郡久万高原町河の子427、430	松山市南江戸五丁目7 - 8 ダンガミ・コルテス・マリカ	"
上浮穴郡久万高原町河の子219、220	高知県吾川郡池川町春山367 中西 直 恵	"
上浮穴郡久万高原町河の子219、220	高知県吾川郡池川町春山367 瀧 本 弘 義	"
上浮穴郡久万高原町河の子208、209	兵庫県川西市西多田字西峠1 - 165 福 田 雅 文	"
上浮穴郡久万高原町河の子207	松山市東垣生631 - 2 酒 井 輝 明	"
上浮穴郡久万高原町河の子403	周桑郡小松町大字新屋敷甲12 8 - 1 松 本 和 彦	"

- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。

- 2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備 考
松山市米野町乙193 - 11、乙193 - 13	松山市小坂四丁目421 村 上 重三郎	森林所有者
松山市米野町乙192 - 25	大阪府堺市北条町一丁目56 - 4 弓 立 喜久子	"
松山市米野町乙193 - 11、乙193 - 13	松山市旭町46 近 藤 三 郎	"
松山市米野町乙189、乙196 - 2、乙196 - 3、乙195	松山市米野町甲170 大 西 鉄五郎	"
松山市米野町乙193 - 19	松山市柳井町二丁目19 - 12 清 水 亨	"

- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁並びに松山市役所及び久万高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1236号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成22年11月5日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 起業者の名称 八幡浜市
- 2 事業の種類 新町角（仮称）市営駐車場整備事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分 愛媛県八幡浜市字高須地内
 - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業の認定をした理由
 - 申請に係る事業は、以下のとおり、土地収用法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。
 - (1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について
 - 申請に係る事業は、愛媛県八幡浜市字高須地内を起業地とする「新町角（仮称）市営駐車場整備事業」（以下「本件事業」という。）である。
 - 本件事業は、駐車場法（昭和32年法律第106号）の規定に基づき八幡浜市が設置する路外駐車場に関する事業であることから、土地収用法第3条第1号に掲げる「駐車場法による路外駐車場」に関する事業に該当する。
 - したがって、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業は、八幡浜市議会において八幡浜市特別会計予算の議決を受け施行するものであることから、八幡浜市は、本件事業を施行する権能を有するものと認められる。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

ア 事業の施行により得られる公共の利益

八幡浜市字高須地区は市街地中心部に位置し、新町・銀座両商店街が交差する賑わいの中心といえる場所であり、付近には地域コミュニティの核である新町ドームが存在する。八幡浜市は「新鮮・安心な自然の恵みを伝える食彩博物館のまちづくり」を推進するため、市街地や商店街の活性化に取り組んでいるが、商店街周辺の駐車場は繁忙時やイベント開催時には満車になることが多く、路上駐車が常態化し中心市街地における円滑な移動が阻害されている。

本件事業の施行によって、駐車場が整備され、市街地中心部へのアクセスの利便性が向上するとともに、路上駐車解消によって交通環境の改善が図られ、中心市街地の活性化に寄与するものと認められる。

また、本件事業の施行による生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は大規模で環境へ大きく影響を及ぼすおそれのある事業ではなく、その運営による周辺環境への影響は軽微であると認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存在するものと認められる。

イ 事業の施行により失われる利益

本件事業地内には、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物、文化財等は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 代替案の検討

本件事業に係る起業地の選定に当たっては、自然的条件、社会的条件及び経済的条件による3案の比較検討を行い、総合的に最も優れた案を採用しているものと認められる。

エ 比較衡量

アで述べた得られる公共の利益とイで述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、ウで述べたように、本件事業の事業計画は他の代替案と比較して最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

当該地域では一般に利用可能な駐車場が不足しており、外部からのアクセスが制限され中心市街地活性化の妨げとなっている。また、本件事業地周辺の路上には違法駐車が常態化しており、早期の交通環境の改善が求められる。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

5 土地収用法第26条の2の規定に基づく図面の縦覧場所

八幡浜市役所

○愛媛県告示第1237号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、大洲市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成22年11月5日

長浜港港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 加戸守行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

大洲市

大洲市大洲690番地の1

代表者 大洲市長 清水 裕

大洲市東大洲344番地

2 埋立区域

(1) 位置

大洲市長浜甲1015番4の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と④の地点を結び昭和63年2月12日付け愛媛県指令62港第475号の免許に係る埋立ての埋立区域と公有水面との境界線（D.L.+3.09メートルにより決定）により囲まれた区域

基点（大洲市長浜乙18番7の国土地理院四等三角点住吉公園）は、北緯33度36分46秒8729、東経132度29分02秒5795の地点

①の地点は、基点から真北0度23分50秒604.24メートルの地点

②の地点は、①の地点から真北55度47分40秒85.20メートルの地点

③の地点は、②の地点から真北145度43分40秒138.89メートルの地点

④の地点は、③の地点から真北273度04分20秒107.29メートルの地点

(3) 面積

9,071.84平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成10年3月16日 愛媛県指令港第32号

4 しゅん功認可年月日

平成22年11月5日

○愛媛県告示第1238号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、上島町役場において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成22年11月5日

愛媛県知事 加戸守行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目4番地2

代表者 愛媛県知事 加戸守行

松山市御宝町119番1

2 埋立区域

(1) 位置

越智郡上島町岩城5563番2から同町岩城5568番3までの地先公有水面

(2) 区域

次の1点から16点までを順次直線で結んだ線並びに16点と1点を結ぶ平成20年の春分の満潮位（C・D・L・+3.48メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（越智郡上島町岩城5572番1地先の護岸天端に設置された金属板）は、北緯34度16分06秒、東経133度09分32秒の地点

1点は、基点から真北212度58分13秒84.82メートルの地点

2点は、1点から真北202度10分19秒2.15メートルの地点

3点は、2点から真北209度30分46秒3.00メートルの地点

4点は、3点から真北207度33分05秒2.99メートルの地点

5点は、4点から真北205度57分23秒2.99メートルの地点

6点は、5点から真北203度40分28秒2.99メートルの地点

7点は、6点から真北200度58分32秒2.99メートルの地点

8点は、7点から真北199度10分06秒2.84メートルの地点

9点は、8点から真北196度11分21秒2.84メートルの地点

10点は、9点から真北104度53分30秒1.30メートルの地点

11点は、10点から真北194度50分44秒3.40メートルの地点

12点は、11点から真北278度29分50秒1.22メートルの地点

13点は、12点から真北190度49分08秒3.18メートルの地点

14点は、13点から真北189度50分28秒3.78メートルの地点

15点は、14点から真北186度36分11秒3.20メートルの地点

16点は、15点から真北183度31秒30秒3.20メートルの地点

(3) 面積

69.60平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成21年10月19日 愛媛県指令21港第413号

4 しゅん功認可年月日

平成22年11月5日

○愛媛県告示第1239号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、松山地方法務局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成22年11月5日

愛媛県知事 加戸守行

1 作業種類 公共測量（基準点設置作業）

2 作業期間 平成22年11月8日から

平成23年2月28日まで

3 作業地域 松山市高岡町、南吉田町、南斎院町、空港通7丁目、久保田町、富久町

○愛媛県告示第1240号

今治市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・孫兵衛作地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成22年11月5日

愛媛県東予地方局長 佐伯隆志

1 縦覧に供すべき書類の名称

(1) 市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・孫兵衛作地区）計画書の写し

(2) 今治市土地改良事業分担金等徴収条例の写し

2 縦覧期間

平成22年11月8日から12月6日まで

3 縦覧場所

今治市役所本庁

○愛媛県告示第1241号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年11月5日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
一般国道	494号	東温市河之内字中山甲2726番1から 同市河之内字郷ノ助乙1371番29まで	旧	メートル 75.6~87.2	キロメートル 0.009	
			新	75.6~77.3	0.009	
"	"	東温市河之内字古峠乙1482番4から 同市河之内字上ガ市乙1503番2まで	旧	6.5~62.5	0.107	
			新	5.0~8.3 6.5~52.2	0.073 0.107	

"	"	東温市河之内字三本松乙1586番1地先から 同字乙1596番1まで	旧	21.3~60.0	0.098	
			新	4.8~6.6 10.4~60.0	0.022 0.098	
"	"	東温市河之内字三本松乙1620番243から 同字乙1620番246まで	旧	47.3~67.6	0.128	
			新	13.2~51.7	0.128	

○愛媛県告示第1242号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年11月5日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
一般国道	494号	東温市河之内字ハズガ峠乙1446番1地先から 同市河之内字上ガ市乙1496番2まで	平成22年11月5日
"	"	東温市河之内字三本松乙1597番3から 同字乙1620番246まで	"

○愛媛県告示第1243号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成22年11月5日

愛媛県中予地方局長 門屋泰三

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
22中局建（開）第39号 平成22年10月20日	東温市南野田字天神619番3	東温市南野田547番地 木阪吉保 木阪千晴

○愛媛県告示第1244号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成22年11月5日

愛媛県中予地方局長 門屋泰三

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
22中局建（開）第40号 平成22年10月29日	伊予郡松前町大字徳丸字左原田3番1	松山市古川南1丁目21番24号 ロイヤルコート松山302号 片倉由雄

○愛媛県告示第1245号

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第2号の規定により、次のとおり介護員養成研修事業者を指定した。

平成22年11月5日

愛媛県南予地方局長 高魚貞利

介護員養成研修事業者 の名称又は氏名	介護員養成研修事業者 の所在地又は住所	研修の課程	指定期日
医療法人恕風会	愛媛県大洲市徳森1512 番地1	訪問介護に 関する2級 課程	平成22年 10月19日

○愛媛県告示第1246号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年11月5日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	鳥井喜木津線	西宇和郡伊方町二見字大成乙52番地1地先から 同町二見字大成乙52番地1地先まで 及び 西宇和郡伊方町足成字大成越179番3から 同町二見字大成乙52番地5まで	平成22年11月5日

○愛媛県告示第1247号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年11月5日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	大洲長浜線	大洲市長浜町上老松甲1番3地先から 同町上老松甲682番10まで 及び 大洲市長浜町上老松甲1番3地先から 同町上老松甲682番10まで	旧	メートル 7.4~11.7	キロメートル 0.310	
			新	7.4~11.7 及び 7.7~16.0	0.310 及び 0.330	

○愛媛県告示第1248号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年11月5日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	大洲長浜線	大洲市長浜町上老松甲1番3地先から 同町上老松甲682番10まで 及び 大洲市長浜町上老松甲1番3地先から 同町上老松甲682番10まで	平成22年11月8日

○愛媛県告示第1249号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年11月5日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	柳沢新谷停車場線	大洲市喜多山乙197番3から 同市喜多山乙62番1地先まで	旧	メートル 4.7~8.2	キロメートル 0.349	
			新	8.2~24.8	0.349	

○愛媛県告示第1250号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年11月5日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	長浜保内線	大洲市長浜町下須戒甲1846番1地先から 同町下須戒甲1838番3まで	旧	メートル 7.0~33.0	キロメートル 0.080	
			新	7.0~34.0	0.135	

○愛媛県告示第1251号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年11月5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	長浜保内線	大洲市長浜町下須戒甲1846番1地先から 同町下須戒甲1838番3まで	平成22年11月8日

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第74号

平成22年11月28日執行予定の愛媛県知事選挙に関する選挙人名簿の登録日等を次のとおり定める。

平成22年11月5日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 西 蔭 健

- 1 被登録資格決定基準日
平成22年11月10日（ただし、年齢については、同月28日）
- 2 登録日
平成22年11月10日
- 3 縦覧期間
平成22年11月11日

○愛媛県選挙管理委員会告示第75号

平成22年11月28日執行予定の愛媛県知事選挙における各候補者が政見放送を行うことができる一般放送事業者及びその回数は、次のとおりとする。

平成22年11月5日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 西 蔭 健

区 分	一般放送事業者	政見放送の回数
テレビジョン放送	南海放送株式会社	1回
	株式会社あいテレビ	1回
	株式会社愛媛朝日テレビ	1回
ラジオ放送	南海放送株式会社	1回